

天心無限會規約 新旧対照表

旧	新
<p>(役員の種別と定数)</p> <p>第13条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 若干名</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(副会長のうち1名を総務担当とする)</u></p> <p>(3) <u>専務理事 1名</u></p> <p>(4) 常任理事 若干名</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(常任理事のうち1名を会計担当とする)</u></p> <p>(5) 理事 各支部会長及び各支部代表者</p> <p>(4) 監事 3名</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第15条 会長は本会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時または欠けた時は会長の職務を代行する。</p> <p><u>3. 専務理事は会長の旨を受け会務を掌理する。</u></p> <p>4. 常任理事、理事は理事会の決定により会務を分掌する。</p> <p>5. 監事は本会の業務と会計を監査し、理事会に報告しなくてはならない。</p> <p style="text-align: center;">第7章 理事会</p> <p>(<u>理事会</u>の構成・種別及び開催等)</p> <p>第20条 <u>理事会</u>は、本会最高の議決機関であつて、会長、副会長、<u>専務理事</u>、理事及び常任理事を以つて構成する。</p> <p>2. <u>理事会</u>は、定時会と臨時会の二種とし会長がこれを招集する。</p> <p>3. 省略</p> <p>4. 省略</p>	<p>(役員の種別と定数)</p> <p>第13条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 若干名</p> <p>(3) <u>理事長 1名</u></p> <p><u>(4) 副理事長 1名</u></p> <p><u>(5) 常任理事 若干名</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(常任理事のうち総務担当、財務担当、事業企画担当とする)</u></p> <p>(5) 理事 各支部会長及び各支部代表者</p> <p>(4) 監事 3名</p> <p>(役員の職務)</p> <p>第15条 会長は本会を代表し、会務を総理する。</p> <p>2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時または欠けた時は会長の職務を代行する。</p> <p>3. <u>理事長</u>は会長の旨を受け会務を掌理する。</p> <p>4. <u>副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時または欠けた時は理事長の職務を代行する。</u></p> <p><u>5. 常任理事、理事は<u>全国理事会</u>の決定により会務を分掌する。</u></p> <p><u>6. 監事は本会の業務と会計を監査し、<u>全国理事会</u>に報告しなくてはならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 全国理事会</p> <p>(<u>全国理事会</u>の構成・種別及び開催等)</p> <p>第20条 <u>全国理事会</u>は、本会最高の議決機関であつて、会長、副会長、<u>理事長、副理事長</u>、理事及び常任理事を以つて構成する。</p> <p>2. <u>全国理事会</u>は、定時会と臨時会の二種とし会長がこれを招集する。</p> <p>3. 省略</p> <p>4. 省略</p>

<p>(常任理事会の構成)</p> <p>第24条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常任理事を以って構成し会長が随時必要な場合これを招集する</p>	<p>(常任理事会の構成)</p> <p>第24条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事を以って構成し会長が随時必要な場合これを招集する。</p>
<p>第20条において理事会について名称を「全国理事会」と改正したことから、本規約中の「理事会」を「全国理事会」と読み替え改正することとする。</p>	

施行日 平成27年5月4日